

# 令和6年度税制改正のポイント

令和6年度税制改正では、「定額減税」「賃上げ促進税制」「交際費課税」「外形標準課税」などが注目を集めた一方で、子育て支援に関する「扶養控除」等の税制は方向性のみ示され、結論は令和7年度改正に先送りされることになりました。

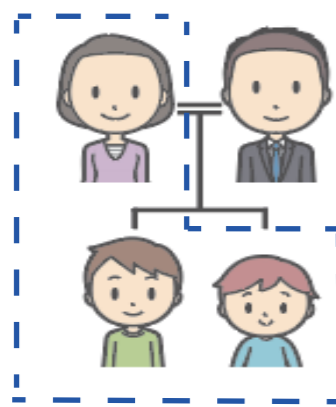
誌面では、皆さんの生活とビジネスに関係が深い次の項目について取り上げます。  
 個人向け・・・「定額減税」「子育て世帯の住宅ローン控除とリフォーム減税」「住宅取得資金贈与の特例」  
 法人向け・・・「賃上げ促進税制」「交際費課税」「外形標準課税」

## 所得税・住民税の定額減税

デフレに後戻りさせないための措置の一環として、納税者本人と配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、住民税1万円の定額減税が行われます。

例年どおりであれば、3月中旬に国会でこの税制改正案が成立しますが、令和6年6月1日以降に支払う給与等から定額減税を行わなければなりませんので、企業の経理担当者はあらかじめ制度の理解や、対象者の確認などの準備をしなければなりません。

### <対象者>



### <減税の方法>

	給与所得者	公的年金受給者	事業所得者等
所得税	6月支給の源泉徴収額から減税	6月支給の源泉徴収額から減税	7月の予定納税から減税
住民税	減税後の年税額の1/11を7月から天引	10月徴収分から減税	6月の第1期分から減税

日本に住む納税者で  
合計所得金額1,805万円以下（給料収入2,000万円以下）

日本に住む生計一配偶者・扶養親族で、  
合計所得金額48万円以下（給料収入103万円以下）

### <計算例>

- ・対象者・・・本人・配偶者・子2人の4人
- ・定額減税額

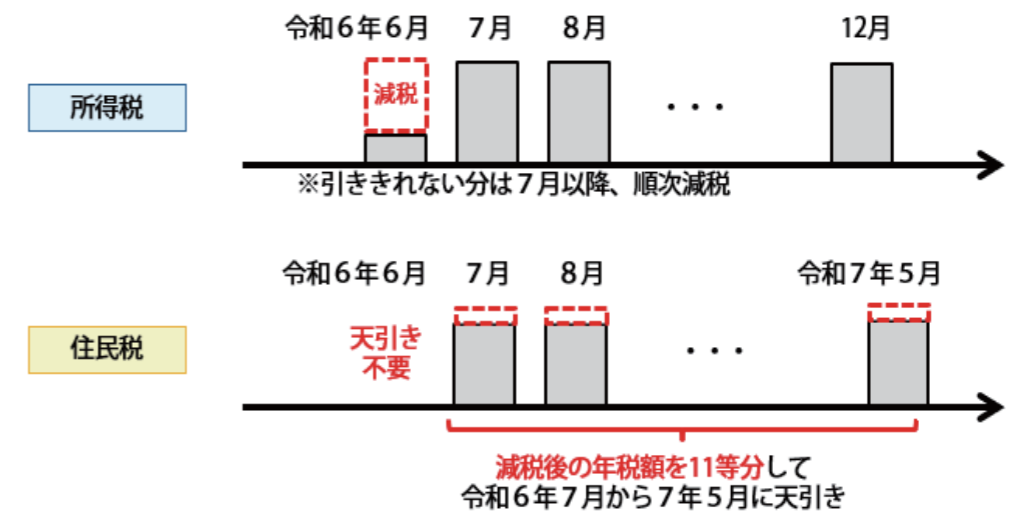
所得税 3万円×4人＝12万円 → 6月以降の給与支給時に実施  
 住民税 1万円×4人＝ 4万円 → 7月以降の給与支給時に実施

### <定額給付>

なお、低所得者世帯に対しては、定額給付が実施されます。

- ①住民税非課税世帯・・・既に給付している3万円に加えて7万円を支給
- ②所得税非課税世帯・・・10万円を支給

### <給与所得者の減税イメージ>



### <給与支払者の源泉徴収義務>

#### ①令和6年6月以降の月次減税事務

会社の事務担当者は、6月1日時点で、源泉徴収税額表の「甲」欄が適用される、日本に居住する人に対して、定額減税の控除対象者を把握しなければなりません。16歳未満の年少扶養親族も定額減税の対象となりますので、注意が必要です。

令和6年6月1日以降に最初に支払う給与等にかかる源泉徴収税額から控除する形で行われ、源泉徴収税額から控除しきれない金額は、翌月分から順次控除します。

#### ②年末調整減税事務

あくまでも、6月時点の定額減税処理は仮のものになります。年末調整時点において、本人が国外へ転出した場合や扶養親族が就職して所得が48万円を超えた場合には、年末調整の手続きにおいて精算されることとなります。

